宮城県サテライトオフィス整備支援補助金に係るQ&A 目次

Q1	施設整備とはどのようなものが該当するか。3
Q2	「収容可能人数(1施設当たり)」の、人数の考え方はどうか。
Q3	施設の収容可能人数は、会議室の収容可能人数も含めてよいか。3
Q4	お試し勤務や開発合宿、ワーケーションのように短期滞在(4日~1週間程度)や、中期滞在向
(-	けのテレワーク拠点整備事業も対象となるのか。3
Q5	対象施設の考え方について、同一敷地内に複数のテレワーク施設を整備する場合(戸建てタイ
7	プの建物を想定)、建物の戸数でカウントしてよいか、あくまで敷地内の施設をまとめてカウント
형	^け るので1施設となるか。3
Q6	次の経費は施設整備費の対象となるか。用地取得費・造成費、外構工事費、既存施設の除却・解
12	本費、整備対象施設の取得費。4
Q7	既存施設の1階部分をコワーキングスペースに改修し、2階部分を居住スペース(シェアハウ
Z	ス)に改修する場合、2階の居住スペース(シェアハウス)部分も交付金の対象となるか。 4
Q8	キッチンの整備は、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費として、当該施設の整備・運営
費	貴の補助対象事業費全体の2割以内とする必要があるか。4
Q9	入居企業と、地元の企業や住民が交流できるコミュニティスペースやカフェスペースの整備は
文	付象となるか。4
Q10	施設整備費は、具体的にどのような「設備」に対する経費が対象となるのか。 5
Q11	施設整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内で認められている経費(用地取得等、居住・
清	#在機能等、利用促進) について、それぞれ2割以内で認められるのか、それともまとめて2割以
Þ	りとなるのか。 5
Q12	什器・機器導入支援費は、具体的にどのような経費が対象となるのか。 5
Q13	コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ、TVなどの家電購入経費は、利用促進の観点から事
弟	に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内と
형	^ト る必要があるか。5
014	サーバー(共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等)の利用等に

要	する費用の額及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要する費用を対象	象
1=	含めることはできるか。	5
Q15	通信環境整備費について、施設におけるローカル5G 設備の導入や無線 Wi-Fi、LAN 環境の	冓
築	、光ファイバの敷設などは対象となるか。	6
Q16	宿泊施設(旅館、ホテル、ゲストハウスなど)の一部を改修した場合、テレワーク実施時以	小
は	、別の用途(宿泊客のコミュニケーションスペースなど)で使用することは可能か。	6
Q17	既に竣工済みの施設や建設中の施設も対象とし、その建設や改修に係る費用を支援することだ	5Ñ
で	きるか。	6
Q18	入居企業がオーダーメイドで自ら行う施設整備に対して助成する仕組みを検討しているが、	讨
象	とすることができるか。	6
Q19	賃貸物件を借りてテレワーク施設を改修する場合、年度内の賃借料も補助金の対象となるのだ	51.
		7
Q20	交付決定を受け、事業に着手した後に計画と異なる工事を行う必要が出た場合、どのように ⁻	す
ベ	きか。	7
Q21	入居や利用する企業の誘致は運営事業者が行うのか。	7
Q22	入居や利用する企業等に、県外企業でなければならないなどの条件はあるか。	7
Q23	達成目標について、実現出来なかった場合、補助金を返還することとなるか。	7
Q24	セキュリティーの基準や施設に必ず受付をするなど施設としての要件はあるか。	8
Q25	最大何件に応募出来るか。	8
Q26	施設運営費について、人件費はどういったものが対象となるか。	8

- Q1 施設整備とはどのようなものが該当するか。
- A1 「施設整備」とは、対象とする施設の新築、増築、改築、模様替え、修繕その他の改修が含まれる。なお、それぞれの区分の具体的内容については以下の通り。

区分	説明
増築	・既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築す
	ること。
	・既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新
	築」になるが、敷地単位では「増築」となる。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、こ
	れらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに
	建て替えること。
模様替え	建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切及びその他の構
	造部につき変更を行うために行う工事。
修繕その	・経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、
他の改修	形状、寸法のものを用いて原状回復を図る既存建築物の改修(修繕)
	・構造部を変更しないその他の改修。

- Q2 「収容可能人数(1施設当たり)」の、人数の考え方はどうか。
- A2 対象施設はテレワークにより働く環境又は機能を有している必要があることから、当該 施設で同時に何名がテレワークにより働くことができるかを目安に判断いただきたい。
- Q3 施設の収容可能人数は、会議室の収容可能人数も含めてよいか。
- A3 一般的な利用形態の会議室であれば、一個人が常態的にテレワークにより働くことができるワークスペースとは言えないため、収容可能人数に含めることは適切ではない。
- Q4 お試し勤務や開発合宿、ワーケーションのように短期滞在(4日~1週間程度)や、中期滞在向けのテレワーク拠点整備事業も対象となるのか。
- A4 取組の一部としては対象となり得るが、本事業を通じて、企業進出・移住・定住を促進していくことを目指しており、事業計画全体としてはそうした趣旨を踏まえた計画としていただきたい。
- Q5 対象施設の考え方について、同一敷地内に複数のテレワーク施設を整備する場合(戸建 てタイプの建物を想定)、建物の戸数でカウントしてよいか、あくまで敷地内の施設をま とめてカウントするので 1 施設となるか。

- A5 質問のような事例の場合は、同一敷地内であり運営管理も一体的に実施するのであれば、 まとめて1施設と捉えるのが適切と考える。
- Q6 次の経費は施設整備費の対象となるか。用地取得費・造成費、外構工事費、既存施設の 除却・解体費、整備対象施設の取得費。
- A6 対象となりえるが、当該経費については原則、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする。
- Q7 既存施設の1階部分をコワーキングスペースに改修し、2階部分を居住スペース(シェアハウス)に改修する場合、2階の居住スペース(シェアハウス)部分も交付金の対象となるか。
- A7 単に住宅施設や宿泊施設を整備するだけの事業は対象とならないが、サテライトオフィス等の利用者、利用企業が地方創生テレワークを実施する上で必要な居住・滞在機能を付帯させる事業であれば、一体として「職住一体型サテライトオフィス等」と捉えることが可能であり、対象となりえる。

ただし、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費については、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする。また、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性(政策目的に対する適合性や、事業内容と照らして過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等)を示していただく必要がある。

- Q8 キッチンの整備は、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費として、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする必要があるか。
- A8 「居住・滞在機能を付帯させる事業部分」もしくは「利用促進の観点から事業に必要と 認められる経費」として、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内と する必要がある。

ただし、一般的なオフィスに備えられている「給湯室」程度の整備であれば、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる経費として差し支えない。(2割以内とする経費には含めなくてよい)。

- Q9 入居企業と、地元の企業や住民が交流できるコミュニティスペースやカフェスペース の整備は対象となるか。
- A9 テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められないが、利用促進の 観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の補助対象事業 費全体の2割以内で対象とすることができる。

ただし、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性(政策目的

に対する適合性や、事業内容と照らして過大な事業費となっていないか、過大な施設整備となっていないか、高い費用対効果を示せるか等)を示していただく必要がある。

- Q10 施設整備費は、具体的にどのような「設備」に対する経費が対象となるのか。
- A10 対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備(例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレなど)は施設整備費の対象となる。
 - 一方、対象施設として整備される建築物と構造上一体となっているが、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない設備については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、当該施設の施設整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。
- Q11 施設整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内で認められている経費(用地取得等、居住・滞在機能等、利用促進)について、それぞれ2割以内で認められるのか、それともまとめて2割以内となるのか。
- A11 2割以内に制限される経費が複数ある場合は、その合計が補助対象事業費全体の2割 以内を補助対象事業費として認める。
- Q12 什器・機器導入支援費は、具体的にどのような経費が対象となるのか。
- A12 テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器 (例えば机やイス、パソコン、プリンタ、コピー機など) については対象となる。

一方、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器・機器については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、原則当該施設の施設整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。

取扱に疑義がある場合、相談されたい。

- Q13 コーヒーサーバー、冷蔵庫、電子レンジ、TVなどの家電購入経費は、利用促進の観点から事業に必要と認められるものとして、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする必要があるか。
- A13 施設整備あたっては、地方創生テレワークの実現のために、都市部のオフィスと同様 の環境を整えることは望ましいため、一般的なオフィスに備わっていると認められる家電 については、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要な経費として差し支え ない。(2割以内とする経費には含めなくてよい)
- Q14 サーバー(共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等)の 利用等に要する費用の額及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要

する費用を対象に含めることはできるか。

- A14 対象施設がテレワークにより働く環境又は機能を有するために通常必要と認められる ため、原則として対象となる。
- Q15 通信環境整備費について、施設におけるローカル5G設備の導入や無線 Wi-Fi、LAN環境の構築、光ファイバの敷設などは対象となるか。
- A15 まず、光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーまでの光ファイバ敷設の費用は対象外となる。ただし、クロージャーから施設構内への引き込み工事や通信事業者の提供する光回線サービスの利用料や、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続にするためのISP利用料は対象となる。加えて、施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う、機器の購入、レンタル、設置工事についても対象となる。

ローカル5G設備導入については、ローカル5Gの提供に必要となる光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーまでの光ファイバ敷設の費用は対象外。また、施設内あるいは施設の立地する敷地内に敷設するローカル5Gの無線基地局の敷設、関連するプラットフォーム、システム等の構築についても対象外。

- Q16 宿泊施設(旅館、ホテル、ゲストハウスなど)の一部を改修した場合、テレワーク実施時以外は、別の用途(宿泊客のコミュニケーションスペースなど)で使用することは可能か。
- A16 本交付金を活用して整備する施設部分は、テレワークにより働く環境として常態的に 利用されることを目指して事業を計画していただきたい。

なお、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の開設・運営と言えるか困難な事例(個々の客室への Wi-Fi ルーター設置にとどまるもの等)は対象とならない。

- Q17 既に竣工済みの施設や建設中の施設も対象とし、その建設や改修に係る費用を支援することができるか。
- A17 既存の施設や建設中の施設を対象とすることは差し支えないが、本補助金による支援 が可能な経費は、交付決定日以降に契約締結・発注する工事等の経費のみである。
- Q18 入居企業がオーダーメイドで自ら行う施設整備に対して助成する仕組みを検討して いるが、対象とすることができるか。
- A18 入居企業自らが、サテライトオフィス等運営事業者もしくはコンソーシアムとして他 の企業等もサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合は対象となりえ る。

サテライトオフィス運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者であり、特定の入居企業が 当該施設の運営事業者を兼ねる場合が想定される。

- Q19 賃貸物件を借りてテレワーク施設を改修する場合、年度内の賃借料も補助金の対象となるのか。
- A19 交付決定の日から、令和4年2月末日までに支払いを終える賃借料は施設運営費の対象となる。
- Q20 交付決定を受け、事業に着手した後に計画と異なる工事を行う必要が出た場合、どのようにすべきか。
- A20 計画との違いが交付要綱で定める軽微な変更に該当する場合は、実績報告時の報告で 足りる。軽微な変更に該当しない場合、変更申請書を提出の上、県の承認を受ける必要が ある。軽微な変更に該当するか疑義がある場合は、相談されたい。

【軽微な変更】

- ・補助目的に変更をもたらさない事業計画細部の変更
- ・補助事業に要する経費の10%以内の減少の変更
- ・補助事業に要する経費の区分相互間の20%以内の変更
- Q21 入居や利用する企業の誘致は運営事業者が行うのか。
- A21 県では、整備したサテライトオフィスの利用促進策として、PR イベントやマッチングイベント等を行うこととしている(詳細は未定)。

なお、こうした場を活用する他、運営事業者が独自の取組として入居企業等を誘致する 活動を積極的に行うことを期待している。

- Q22 入居や利用する企業等に、県外企業でなければならないなどの条件はあるか。
- A22 本事業を通じて、将来的な本県への移住・定住へ結びつけることを想定しており、達成目標もそれを踏まえ、設定している。そのため、県外の企業等に積極的に入居・利用をしていただきたい。他方、県外からの入居・利用者が地域課題の解決に取り組むなど、地域への波及効果も期待しており、サテライトオフィスが県外からの進出者と地域の方々との接点の場となることも想定されることから、県外の企業等の入居・利用に限定するものではない。
- Q23 達成目標について、実現出来なかった場合、補助金を返還することとなるか。

- A23 達成目標を実現出来なかったことのみをもって、補助金返還を求めることは想定していないが、達成目標の状況が思わしくない場合、状況の改善に向けた取組を検討していただくことはあり得る。
- Q24 セキュリティーの基準や施設に必ず受付をするなど施設としての要件はあるか。
- A24 県としては、民間の知見を生かした施設運営がなされることを期待しており、運営事業者において、施設に必要な機能や利用者ニーズ等を踏まえ、判断いただきたい。
- Q25 最大何件に応募出来るか。
- A25 収容可能人数50人以上で1件、20人以上50人未満で2件の合計最大3件を選定することとしているが、1事業者から応募出来るのは、1施設までとする。
- Q26 施設運営費について、人件費はどういったものが対象となるか。
- A26 人件費については、直接的に施設運営に要した経費のみを対象とする。具体には、施設を整備する段階で要した人件費は対象外とし、施設整備を終え、運営を開始してから必要となる受付の方の人件費等直接的に運営に要したものを対象とする。

なお、実績報告に備え、業務従事日誌を整備するなど証憑書類を準備する必要がある。 特に他の業務と兼任されている方の人件費を補助金の対象とする場合、従事時間を記録す るなど補助対象経費が明確になるよう管理いただきたい。